（整理番号 2633）

令和８年度　第３回特定最低賃金（はん用機械器具等製造業）

専門部会　　議事要旨

開催日時	令和８年 10 月 20 日　13 時 30 分～15 時 55 分		
出席状況	公益を代表する委員	出席　２人	定数　３人
	労働者を代表する委員	出席　３人	定数　３人
	使用者を代表する委員	出席　３人	定数　３人

○主な審議事項

１　はん用機械器具等製造業最低賃金の改正審議について

- 全体協議において、労使双方から金額の提示が行われた後、公労・公使別に個別に協議を行い、労使双方の歩み寄りにより、最終的な金額及び効力発生日の合意に至った。
- 全体協議再開後、労使双方の合意により、金額は 56円引上げの時間額1,161円、効力発生日は指定日発効の令和８年12月25日でまとまり、採決の結果全会一致により了承された。

２　長野県最低賃金の改正決定について（答申及び報告）

- 最低賃金審議会令第６条第５項を適用し、長野地方最低賃金審議会から長野労働局長に対して答申がなされた。
- はん用機械器具等専門部会部会長から長野地方最低賃金審議会会長へ報告がされた。

※公開状況：傍聴者なし、報道機関なし